

令和4年12月

組合員各位

河東土地改良区
理事長 米沢 一美
(公印省略)

河東土地改良区総代選挙について（お知らせ）

令和5年3月22日に任期満了となる当土地改良区総代の選挙を下記のとおり行います。候補者が選挙区の定数を超えて投票になった場合は、別途「入場券」を配布します。**(候補者が定数を超えない場合、投票は行いません)**

記

- 選挙期日の公告日 令和5年2月20日（月）
- 選挙期日（投票日） 令和5年2月27日（月） 午前7時から午後5時
※候補者が定数を超えない場合、投票は行いません
- 選挙会場（投票所） 投票になった場合「入場券」にてお知らせします
- 立候補届出
 - 届出期間 令和5年2月20日（月）から21日（火）の2日間
届出時間は午前9時から午後5時まで
 - 届出場所 河東土地改良区事務所
- 選挙の区域及び総代の定数

選挙区	選挙の区域	選出予定区()は人数	定数
第1選挙区	若穂地区	芦ノ町(1)町田(1)大橋(1)清水(1)町(1) 山新田(1)古屋(1)上町(1)岩崎(1)春山(1)	10人
第2選挙区	井上地区	井上(2)福島(3)幸高(1)中島(2)九反田(1) 二睦(1)	10人
第3選挙区	日野地区	高梨(2)五閑(1)村山(4)八重森(1)沼目(2)	10人
第4選挙区	豊洲地区	小島(3)相之島(3)新田(1)小河原(2) 小布施大島(1)	10人

- 選挙資格等について
選挙権 満年齢20歳以上の河東土地改良区組合員
被選挙権 組合員の資格を有するもので選挙期日現在、次に該当しないもの
 - ①未成年者
 - ②禁固以上の刑に処せられたものでその執行が終わるまでのもの**※組合員氏名に変更がある場合は届出をお願いします**

- 選挙についての問い合わせ先

河東土地改良区 事務所 ☎026-245-0890

1. 総代とは

土地改良区は、その地区内の組合員によって組織され、その組合員の組織する総会において、組合員の意思が決定されます。そして、組合員が200人を越える土地改良区は、定款の定めるところにより、総会に変わるべき総代会を設けることができる、とされています。

河東土地改良区は、総代定数40名（綿内地区10名・井上地区10名・日野地区10名・豊洲地区10名）

総代は、年2回（3月・10月）の総代会に出席し、土地改良区最高の意思決定機関として事業及び予算・決算等の承認を含めた重要事項の審議と議決権限を有します。（任期は1期4年）

2. 総代選出の方法

これまでは、総代の職務と本事業の広域・公益的見地から、地区・地域性を考慮した地区内での話し合い調整による総代の選出が一般的です。

総代が各選挙区定数を超えないときは、「無投票」となります。